第2回仙台市中小企業活性化懇談会資料平成26年11月14日時点

(仮称) 仙台市中小企業活性化条例(中間案)

【構成案】

- 1 条例制定の趣旨
- 2 条例制定の目的
- 3 定義
- 4 市の責務
- 5 中小企業者の努力
- 6 中小企業団体の取組等
- 7 大企業者等の役割
- 8 市民の理解と協力
- 9 施策の基本方針
- 10 中小企業活性化会議
- 11 財政上の措置

仙 台 市 経 済 局

1 条例制定の趣旨

- 仙台の歴史的背景や中小企業が果たしてきた役割を振り返るとともに、現状や課題を 認識し、条例を制定する趣旨を明らかにする。
- 仙台は開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中枢都市として発展を遂げてきました。その原動力は、本市事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業です。そこに働く人々は、長く仙台に暮し、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めています。
- しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、急速な人口減少と高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されています。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割と重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れがあります。
- 本市が、将来にわたって持続的な発展を確保し、東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとともに、地域で輝く企業を育成することが不可欠です。
- そのため、私たちは、本市経済の中枢をなす中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう、市、事業者、経済団体、大学などの研究機関、市民が一丸となって、本市中小企業の活性化に向けた戦略的な取り組みを推進していきます。
- このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化が中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取組みの方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものです。

- 震災後に復興バブルがあったが、4月の消費税増税後は客が減少しており、復興需要 は落ち着いてきている。
- 阪神大震災時の神戸市では、震災後3年で復興需要が収束して経済が冷え込んでいる ので、二の舞を演じないよう努力が必要である。
- アベノミクスが中小企業にとって逆風となっている面がある。
- これからを担う若者のために、10年後20年後を見すえた条例にしたい。
- 仙台市の中小企業は、事業所の 98.6%、従業員の 73.9%を占めており、仙台の礎である。
- エネルギーと食糧の自給可能な条件が揃っているのは北海道と東北のみであり、その 視点を取り入れたい。
- 東北の中心都市であり、商業流通機能を有する都市という仙台固有の役割がある。
- 伝統産業や地場産業も重要な視点である。
- 今後は、海外への投資を含めた交易に力を入れていく必要がある。仙台市でも海外と の取引を前面に出してやってほしい。
- 中小企業の自助努力が前提であり、行政に対しては、「救済」を求めるのではなく、「支援」を求める。
- 理念条例とし、「中小企業活性化基本条例」として制定することが望ましい。

【市議会等での意見】

○ 産業面の地産地消についての考え方も必要ではないか。

2 条例制定の目的

- 条例制定の目的を、「中小企業の活性化を総合的に推進することにより、地域社会の 発展及び市民生活の向上を図ること」とする。
- 条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の活性化に係る基本理念を定め、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上を図ることを目的とします。

- 条例の中身は、具体の施策ではなく、精神的な主張で良い。
- 中小企業が果たす地域の役割を明確にして、中小企業を柱とした行政政策が実施されることを明確にするためにも、条例制定は意義がある。
- 宮城県中小企業家同友会で、アンケートを行ったところ、中小企業が特に強く意識している経営上の課題は、1位:人材育成、2位:販路拡大、3位:新卒採用、4位: 労働環境の改善という結果が出た。

3 定義

- 条例において用いる用語について定義をし、共通の理解を持って条例の解釈が出来る ようにする。
- 「中小企業者」とは、中小企業基本法第二条第一項各号のいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する事業者であって市内 に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- 「中小企業団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合、 事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいいます。
- 「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有 するものをいいます。
- 「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいいます。
- 「大学等」とは、学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人 法第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発機関をいいます。

○ 特になし。

【関係する法令】

○ 中小企業基本法における中小企業の定義

業種分類	資本金の額又は出資の総額	又は	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下の会社		300 人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社		100 人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社		50 人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社		100 人以下の会社及び個人

○ 定義した中小企業団体の根拠法

商工会議所	商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定
商工会	商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 70 条に規定
商店街振興組合	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定

4 市の責務

- 市が、中小企業の活性化に向けて、様々な施策を実施することや関係機関と連携を図ることについて明示する。
- 「市」は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を実施します。 また、中小企業の活性化に関する施策を実施するに当たっては、国、関係地方公共団 体、中小企業団体、大企業者、大学等その他中小企業を支援する関係機関と連携を図 るよう努めます。

○ 中小企業、市、企業、大学などの役割を盛り込みたい。

【市議会等での意見】

- 本市独自の特徴を盛込むのであれば震災からの復興を力強く後押しすべく「市の責任」 を全面に出す事も一つ。
- 条例の検討を進めて行くにあたり、国の政策との整合性も図っていく必要がある。

5 中小企業者の努力

- 中小企業者の自主的な努力など、期待される役割について明示する。
- 「中小企業者」は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革 新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めます。
- また、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、 地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めます。
- さらに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。
- そして、地域経済の振興を図るため、中小企業団体と相互に協力するよう努めます。

- 中小企業がまちづくりにもっと関わってきても良い。
- 本業の強みを生かした連携による地域社会での活動が望ましい。
- 条例で商工関連の団体への加入努力を規定してほしい。
- 組合組織は、中小企業者の基盤機能を有しており、個々の事業者では成しえない対応 能力を担うことが可能である。

6 中小企業団体の取組等

- 中小企業者だけでなく、中小企業団体に期待される役割について明示する。
- 「中小企業団体」は、中小企業者の経営の向上及び改善のための支援に積極的に取り 組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めま す。

○ 特になし。

7 大企業者等の役割

- 大企業者、金融機関及び大学等に期待される役割について明示する。
- 「大企業者、金融機関及び大学等」は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会 を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び中小企業団 体との連携及び協力に努めます。
- また、中小企業の活性化が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市 が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。

- 仙台は支店都市であるので大企業との連携が必要である。
- 地域にある大学などの様々な機関の活用について盛り込みたい。
- 東北の中で仙台市は、大学や文化が多く、NPO 活動も活発で生活環境がよいので、それを活かすためにも、地域資源の再認識や企業同士の横の繋がりの構築が必要である。
- 大企業でない出先企業 (チェーン店、FC店) の役割を意識して欲しい。

【市議会等での意見】

○ 財政上の措置も重要な点で、資金調達の関係から金融機関の責務も需要な要素の一つ と考える。

8 市民の理解と協力

- 市民の暮らしには、中小企業が密接に関わっていることを知ってもらうなど、期待される役割について明示する。
- 「市民」は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与すること について理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力 するよう努めます。

○ 特になし。

9 施策の基本方針

【趣旨・考え方】

○ 中小企業の活性化に向けて、具体的な施策ではなく、行政が今後取り組む基本的な考え方を明示することで、中小企業支援の方向性を示す。

市が中小企業の活性化に向けた施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として行います。

- 中小企業の経営方法の改善、技術の向上、資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
- 中小企業者相互並びに中小企業者と中小企業団体、大企業者、金融機関、及び大学 等との連携・協力を促進すること
- 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者の受注の機会 の増大を図るよう努めること
- 前各号に掲げるもののほか、中小企業の活性化のために必要な施策を推進すること

市は、上記の基本事項に定めるもののほか、中小企業の活性化に向けた次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を行います。

- 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること
- 中小企業の創業及び事業承継、特に、女性や青年による創業の推進及び事業の承継 を促進すること
- 中小企業が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上を図る活動 を促進すること
- 市は、前記の各事項に取り組むに当たっては、小規模企業者が、本市経済の持続的 な発展と自立的で個性豊かな地域社会の形成に向け、その活力発揮の必要性が増大 していることにかんがみ、その経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営 が確保できるよう、経営状況に応じ必要な配慮を払うようにします。

- 復興アンケートによると、9割の企業が震災前と比較し売上・受注高が8割まで回復 しているが、残りの2割が戻らないと企業にとっては、利益が残らないので、引き続 き販路回復の支援が必要。
- 会社を作ることよりも、実績を10件20件と実績を増やしていくことが大変である。
- 特に創業間もない企業にとっては、受注の獲得が一番の課題である。
- 小さな企業が大きな受注を取ろうとしたときに、資金不足や、合併を検討するなど、 手段がないことが問題である。
- 関連する企業が少ない業種に対しても、地元でのマッチング支援を実施して欲しい。
- 震災後は、事業承継のタイミングを見据えて、経営方針策定やブランディングに取り 組む中小企業が増加している。
- 業種を越えた新しい繋がりが生まれてきている。
- 起業家を応援する気風が高まっているので、チャレンジ精神が打ち上げ花火で終わらずに、地域の企業・経済の風土になるとよい。
- 起業支援センターへの相談は若い方ばかりでなく、後継ぎを考えている方もいる。
- 起業支援の講座を受講している方の多くが、飲食業を予定している。
- 福利厚生の面で休暇取得や育児休業明けの復職支援を行うなどして、女性の活躍が出来る環境が必要である。
- 人材確保や後継者問題が中小企業にとっての課題である。
- 東日本大震災時には「雇用助成金」や「グループ補助金」を活用した中小企業が多かった。
- 支援策を活用する際の問題点としては「情報の入手・相談で苦労」、「資料作成が煩雑」、「申請期間が短い、決定までの期間が長い」、「条件が実態に合わない」、「窓口が一本化されていない」などがあげられた。
- 事業承継について規定できないか。

【市議会等での意見】

○ 小規模企業振興基本法においては、特に小規模企業への支援を充実させていくことが 基本方針や基本原則の中で明確に示されている。これらを踏まえ本市条例においても、 小規模企業への対応についてしっかりした考えを盛込み、取組みを進めて行くべき。

10 中小企業活性化会議

- 条例制定後に、中小企業活性化に関し施策の検証・検討など必要な事項を審議する。
- 中小企業の活性化に関し重要な事項について審議するため、仙台市中小企業活性化会 議を置きます。
- 活性化会議は、学識経験者、中小企業者、中小企業団体等の中から 12 人以内を選出 (任期 2 年、再任あり) し、基本方針に係る施策に関する事項などを審議します。

- 条例制定済自治体で、上手く機能しているところは、行政が中小企業の実態を調査し、 政策に反映させ、産学官のメンバーで会議を行い、その施策の PDCA サイクルを回す形 で条例を作っている。
- 社会的側面での地域に対する貢献度を客観的に評価して市民にも知らせることが必要。
- メンバーの構成は、市内の産学民関係者のみとし、コンサルタント、市議会議員、金融機関については慎重に検討が必要と考える。
- 定期的な中小企業実態調査を実施することが望ましい。
- 条例制定自治体の同様な会議体との間での交流の機会が設けられるとよい。

【市議会等での意見】

○ 条例の検討を進めて行くにあたり、国の政策との整合性も図っていく必要がある。

11 財政上の措置

- 財政上の措置をすることで、中小企業の活性化に関する施策を実施可能とする。
- 市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる よう努めるものとします。

○ 財源についても条例に記載が必要である。